

平成29年第10回白鷹町議会定例会 第1日

追加変更議事日程

平成29年12月5日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議第 90号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 91号 | 白鷹町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 92号 | 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第 93号 | 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 9 | 議第 94号 | 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議第 95号 | 白鷹町町立病院事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議第 93号 | 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について
(予算特別委員長報告) |
| 日程第12 | 議第 94号 | 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
(予算特別委員長報告) |
| 日程第13 | 議第 95号 | 白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について
(予算特別委員長報告) |
| 日程第14 | 議第 96号 | 鮎貝中継ポンプ場移設（土木・建築）工事請負契約の一部変更について |
| 日程第15 | 議第 97号 | 町道路線の認定について |
| 日程第16 | 議第 98号 | 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議第 99号 | 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |

- 日程第18 議第100号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第19 議第101号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第20 議第102号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第21 議第103号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第22 委員会閉会中の継続調査について (議会運営委員会)
-

○出席議員 (14名)

1番	遠藤 幸一	議員	2番	渡部 善美	議員
3番	笹原 俊一	議員	4番	佐々木 誠司	議員
5番	小口 尚司	議員	6番	小形 輝雄	議員
7番	田中 孝	議員	8番	山田 仁	議員
9番	奥山 勝吉	議員	10番	石川 重二	議員
11番	佐藤 京一	議員	12番	菅原 隆男	議員
13番	関 千鶴子	議員	14番	今野 正明	議員

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 誠七
副町長	横澤 浩
教育長	沼澤 政幸
総務課長	松野 芳郎
税務出納課長	高橋 浩之
企画政策課長	湯澤 政利
企画主幹	永野 徹
町民課長	中村 裕之
健康福祉課長	長岡 聡
商工観光課長	齋藤 重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	菅間 直浩
建設水道課長	菅原 良教
病院事務局長	渡部 町子

教 育 次 長 田 宮 修
監 査 委 員 竹 田 謙 一

○職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 樋 口 浩
係 長 橋 本 達 也
書 記 佐 藤 圭 子

開 会

〈午前10時00分〉

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成29年第10回白鷹町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） 議事日程は、事前に配付のとおりであります。

早速、議事に入ります。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

6番 小形輝雄君

7番 田中 孝君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、11月27日開催の議会運営委員会に諮問したところ、12月5日から12日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月5日から12日までの8日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 地方自治法施行70周年記念式典及び記念シンポジウム。

11月20日、東京都。

天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、地方自治の意義と重要性を認識し、地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するため、地方自治法施行70周年記念式典が開催された。引き続き「地方自治法70年の歴史と展望～人口減少社会における地方自治制度の在り方について～」をテーマとして、大学教授や首長など5名の方をパネラーにシンポジウムが開催され、財源や人材など資源が限られている中、地方行財政の持続可能性の確保、今後の仕組みづくりなどさまざまな意見が述べられた。

2. 第61回町村議会議長全国大会及び第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会

11月22日、東京都。

第61回町村議会議長全国大会が、大嶋衆議院議長初め多くの来賓の出席のもとで開催された。国と地方が一体となって大震災等の本格的な復旧・復興への取り組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めることが重要であり、地方版総合戦略等に基づいて事業展開している流れを加速させなければならないとする大会宣言を行った。また、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立や地方創生のさらなる推進など26項目の要望と各地区要望9項目を決定。町村税財源の充実強化、地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める特別決議など5つの特別決議を決定した。

同じく開催された第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会では、豪雪地帯対策の充実強化、冬期交通・通信の確保など8項目の要望を決定した。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項等については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、災害に強いまちづくりについて、4番、佐々木誠司君。

〔4番 佐々木誠司 登壇〕

○4番（佐々木誠司） 災害に強いまちづくりについて一般質問をさせていただきます。

これまでもさまざまな議員の方々から一般質問、または予算特別委員会、決算特別委員会等で質問されたことと多少重複する部分があるかと思いますが、改めて質問させていただきます。

東日本大震災の発生から6年半以上が経過し、少しは落ち着きを取り戻したのではないのかのように感じられますが、被災地を訪ねてみると、復興事業が計画的に行われる中で、宅地造成や道路整備は大分進んでまいりましたが、もとのような暮らしに戻るまで

には今後も相当な時間が有するようで、いかに甚大な被害であったかを改めて思い知らされました。

昨年4月には、九州の熊本県で震度7を観測する地震が発生し、247人の死者を出す大きな被害となりました。多くの犠牲になられた方々に対して、改めて哀悼の意を捧げます。

地震はいつどこで起きてもおかしくない状況と言われ、本町では、長井盆地西縁断層帯によりマグニチュード7を超える地震発生の可能性が指摘されております。

また、近年は、異常気象とも言える集中豪雨が日本各地にもたらされ、毎年のように河川の氾濫による水害が発生しております。

本町でも平成25年、26年に続けて集中豪雨が発生し、町内各地に大きな被害を受けました。

このような状況の中、防災に対する町民の意識はさらに高まっており、先月開催された安全安心なまちづくり町民大会では、災害は忘れたころにやってくるのではなく必ずやってくるもので、常日ごろから備えておくことが大切だということを学んだところでございます。

そこでまず、災害時の情報伝達について伺います。

特に災害時は、正確な情報をいち早く住民に伝えることが必要となりますが、停電や通信ケーブルの遮断などにより、情報通信機器ほとんど使用できなくなることも予想されます。

さらに、近年、高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加しており、みずから情報を得ることが困難な方もおられ、安否の確認とともに、個人、各組織、行政の結びつきを密にした通信機器に頼らない情報伝達手段の事前の申し合わせが重要と考えます。

地震などの災害が発生し、通常の通信手段が遮断された際の職員の初動体制、被害状況の確認方法、避難指示などの住民への情報の伝達手段など、情報通信機器のみに頼らない人的ネットワークを活用した情報伝達についてどのように計画されているのか。またその際、町内21カ所に配備されている屋外拡声器等はどの程度活用できるのかをお聞きします。

次に、防火水利の確保について伺います。

山間地域の荒廃によるものなのか、近年、防火水槽への土砂の流入量がふえており、さらには地域住民の高齢化や戸数の減少などにより、毎年行っている土砂堆積の撤去作業など、防火水槽の管理に対する住民の負担が大きくなっているという声をお聞きします。

また、消火栓や防火水槽などが近くになく、消火の際、長い距離を消防ホースの中継によらなければならない地域や、消火栓があってもその水圧が弱く迅速な消火活動に支障を来す箇所が存在するようです。

今後、防火水槽の管理が不十分になる可能性への対応と有効な防火水利の確保に対する考えをお聞きします。

次に、自動体外式除細動器、いわゆるAEDについてお伺いいたします。

毎年、町の防災訓練や各自主防災組織での訓練、または産業フェアや元気ニコニコ健康まつりなど、さまざまな行事の中でAEDの講習会が行われていますが、講習を体験される方が多く、万が一の場合、何とか人の命を救いたいというその関心の高さがうかがえます。

町では、10年ほど前から各学校やコミュニティセンター、スポーツ施設など公共施設にAEDを設置し、自治体として早期から人命救助に対する重要性に対応してこられました。

最近になり介護予防教室や高齢者のサロン等の開催、または地域コミュニティーの推進などによって、コミュニティセンター分館や各地区の公民館などの集会施設での高齢者や子どもたちの運動する機会がふえております。

万が一に備え、さらには災害発生時には少しでも多くの命を救うためにも、それらの小範囲の公共施設や地域の、例えば主な商店などに委託するなど、AEDの増設を検討する時期が来ているのではないかと思います。町の考えをお聞きします。

次に、消防団員の確保について伺います。

近年、調理器具や暖房器具の改良により、火災の発生件数は少なくなっているものの、特に空き家が増加し、その管理が行き届かないことから予期せぬ火災発生に対する心配の声が多く聞かれるようになりました。

また、日本各地でたび重なる豪雨災害の発生により、消防団の責務は消火から水防へと広がっております。

しかし、少子化や若者の町外進出が進む中、町内どの地域でも団員の平均年齢の向上とともに、新入団員の確保に困難を来しておられるようです。団員数の確保に対して町として何らかの支援が必要と思われるのですが、その支援に対する考えと今後の団員の定数に対する考えをお聞きします。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 佐々木議員の一般質問にお答えをいたします。

国におきましては、国民の生命と財産を守るという使命のもと、防災対策、減災対策、そして、自然災害の予知など各方面の対応を行っているものと認識をしております。

自然災害の予知に関しましては、気象庁を中心として関係機関等と連携し、その制度向上に取り組み、より正確な情報の提供により、早期の災害対応や被害を最小限に食いとめるなどの対策に生かされているものと認識をしております。

しかし、気象庁におきましても、発生する災害全てを把握することは困難であることは、ご周知のとおりであります。

こうした中で、災害への備えは日常的なこととして準備、対応していかなければならないと考え、その対応に当たってきたところでもあります。

去る11月12日、交通安全、防犯、防災など各方面の関係者の皆様、町議会議員の皆様にご参加をいただき、当町では初めての試みとなります「安全安心なまちづくり町民大会」を開催させていただきました。大会では、防災等にかかわるご講演をいただくとともに、各種団体、警察、消防、行政、企業等が力を合わせ、より安全で安心して生活できる地域社会実現のために、さらに一層努力するとした大会宣言がありました。

災害は忘れたころにやってくるのではなく、必ずやってくるものであること、常日ごろから備えておくことが大切であること、隣近所で助け合うという「ご近助」の精神を持つことの大切さを参加された皆様にも感じていただけたものと思っているところでもあります。

それでは初めに、災害時の情報伝達についてお答えをいたします。

災害時における情報伝達は、正確な情報をいち早く町民の皆様にお伝えすることが重要であると認識しているところであります。

町では、これまで国からの弾道ミサイル情報、緊急地震速報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民の皆さんまで瞬時に伝達する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートシステムを平成25年度に整備するとともに、平成26年度、27年度においてその伝達手段となる屋外拡声器を町内21カ所に設置し、瞬時の情報伝達ができるように取り組んでまいりました。

また、消防団と自主防災組織などを対象とした登録制一斉メール送信による情報伝達にも取り組んでまいりました。

このように、現在、国民保護情報や緊急地震速報、気象情報等につきまして、屋外拡声器と登録制一斉メールを活用した情報伝達を行っているところでもあります。

停電時におきましては、Jアラートシステムの端末と屋外拡声器には無停電電源装置を内蔵しておりますので、使用ができなくなるということはないと考えておりますが、地震などの災害が発生し、通信ケーブルが寸断されるという事象が起きた場合、単体からの情報伝達は可能ですが、設置している全ての屋外拡声器から一斉に情報を伝達することが不可能になるということも想定されます。このような場合には自主防災組織による対応をベースに、通信機器に頼らない手段による情報の伝達を行ってまいりたいと考えております。

自主防災組織につきましては、町内全地区で組織していただいております、日ごろの訓練の実施や研修を通して、災害への対応に取り組んでいただいているところです。

また、毎年10月中旬に実施しております「町総合防災訓練」では、関係地区の自主防

災組織の皆様にも、安否確認訓練に取り組んでいただいているほか、民生委員の方々による安否確認活動にもご協力いただいているところでもあります。

さらに、山口地区など複数の自主防災組織では、補助事業を活用しながら組織独自のトランシーバーを整備し、情報伝達的手段として実際に使用いただいているところです。このような先進的な取り組みを各自主防災組織に紹介するなどをしながら、地域内連携のより一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

要配慮者への対応につきましては、町、自主防災組織、民生委員の方々との連携により、安否確認を含めた災害時の連絡等にも活動いただいているところでもあります。

町におきましても、平成27年度までにトランシーバーを整備し、消防団最高幹部を初め、各部、ポンプ車、ポンプ積載車にそれぞれ1台を配備し、災害時の指揮命令体制や連絡体制の充実を図っているところでもあります。災害発生時には、このトランシーバーを有効に活用するとともに、町所有公用車に積載しているスピーカー、各地区コミュニティセンターに配備している広報車のスピーカーなども活用しながら対応してまいりたいと考えているところでもあります。

なお、職員の初動体制につきましては、災害発生時における職員初動マニュアルを策定し、町職員としての行動指針、基準に応じた職員の配備体制等を定め、万全な初動体制を構築をさせていただいているところでもあります。

次に、防火水利の確保についてお答えをいたします。

消防水利の確保につきましては、防火水槽と消火栓により対応しているところであります。また、現在、町内には、防火水槽285基と消火栓417基が設置されているところでもあります。防火水槽285基のうち、有蓋の防火水槽は178基、無蓋の防火水槽は107基あり、特に無蓋防火水槽につきましては、地元にお住まいの皆様にご泥上げや日々の管理などをいただいているところでもあります。

町では、これまで年に1基か2基のペースで有蓋の防火水槽を整備させていただいてまいりました。今年度におきましても、1基の防火水槽を整備させていただいているところでもあります。

有蓋の防火水槽につきましては、無蓋の防火水槽に比べ管理がしやすいという利点があることから、各地区から有蓋に関する多くの要望をいただいているところでもあります。町といたしましても、有蓋化に向けて推進してまいりたいと考えておりますが、1基を整備するに当たり相当高額な費用を要する状況にありますので、今後につきましては、これまで同様、財政計画を踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでもあります。

去る平成25年、26年の豪雨災害時に無蓋の防火水槽に大量の土砂が流入した箇所がありました。そのような箇所にはしゅんせつ費用を助成するなどしながら、地元にお住まいの皆様方のお力によりまして機能を回復していただいた経過がございます。

しかし、近年、議員ご指摘のように、高齢化や世帯数の減少等によりまして、土砂の撤去を含む防火水槽の管理に対する住民負担が大きくなってきているということにつきまして、承知をさせていただいているところであります。今後につきましては、地域づくりの視点を大切にしながら、その支援のあり方等につきまして検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、有効な防火水利の確保につきましては、これまで防火水槽と消火栓及び地域によっては自然水利により確保してまいりました。今後につきましても同様の考えて進めてまいりますが、無蓋の防火水槽の維持管理が大変になってきている状況なども十分に考慮し、防火水槽の維持と消火栓との併用を基本としながら、防火水槽を消火栓に移行することなども検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど、議員ご指摘がありました消火栓の水圧が弱いというようご指摘でございますが、先般、現場におきまして確認をさせていただきましたところ、3カ所ほど水圧が弱いというところを確認をさせていただきました。1カ所については、水圧が低いのは当初から予定にされていると、これは落差の問題もあるようでしてそのようなことがあるようですが、2カ所については、本管の入れかえが必要なのか、あるいはどのような整備が必要なのかということについては、まだ結論を得るような状況下ではございません。これからにつきましては、これらの点を踏まえながら本管の入れかえとなりますと、莫大な経費がかかるということもありますので、十分にその辺を検討しながら、例えば有蓋の貯水槽を設置をし、利用いただけるような環境を整えることができるのか、この辺、両面から考えさせていただきたいと思っておりますので、議員ご指摘のご心配のあった点については対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、自動体外式除細動器、AEDについてお答えをさせていただきます。

AEDにつきましては、平成18年7月に中央公民館1階事務室に設置した後、平成21年度末までに小学校、中学校の体育館、各地区コミュニティセンター等に設置してまいりました。以降、施設の新設等に合わせ必要とする施設にその都度、設置をさせていただいているところでもあります。

平成29年4月1日現在、町が直接管理する施設及び管理を委託している施設の設置状況につきましては、合計で29カ所となっているところでもあります。また、それぞれの判断により独自で設置している事業所もあるとお聞きをしているところです。しかし、コミュニティセンター分館等の全ての集会施設への設置までは至っていないというのが実情であります。

AEDの配置につきましては、平成25年9月に一般財団法人日本救急医療財団より、AEDの適正配置に関するガイドラインが示されております。そのガイドラインによりますと、AEDの設置が推奨される施設の例として、学校、市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きい公共施設、スポーツジム及びスポーツ関連施設など13の例が示

されております。町は既に、役場、学校、各地区コミュニティセンター、野球場、ソフトボール場、スキー場などに設置をしているところでもあります。

議員ご案内のとおり、心停止の発症後、直ちに心肺蘇生と除細動電気ショックを実施することが非常に重要とされていることから、白鷹消防分署では、AED使用を含む心肺蘇生法の普及に努めており、3時間のカリキュラムとなる普通救命講習を消防団員のみならず、各種団体や事業主等の求めに応じ毎年開催をさせていただいているほか、3時間未満の一般救急講習も開催しており、これら講習の今年度の受講者は既に300名を超えている状況にあります。議員ご指摘のとおり、万が一の場合、何とか命を救いたいという意識のあらわれであるというように感じさせていただいているところでもあります。

今後は、消防白鷹分署で行っております講習の周知に努めるとともに、効率性を考えた戦略的な活用に取り組みさせていただき、さらなる増設につきましては、慎重に検討させていただきたいと考えているところでございます。

続いて、4点目の消防団員の確保についてお答えをいたします。

本町の消防団員につきましては、白鷹町消防団条例に定めます670名を確保しているところです。消防団員の充足状況につきましては、平成27年6月定例会におきまして笹原議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、これは各分団、各部の団員確保に対する取り組みはもちろんのこと、それぞれの地域における協力体制のたまものであり、昼夜を分かたず献身的に活動していただいております消防団員の皆様とその活動を支えてくださっております地域の皆様に、改めて感謝を申し上げる次第であります。

しかし、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している一方で、少子高齢化の進展、被雇用者の増加、市町村の区域を越えて通勤等を行う住民の増加などにより、地域における防災活動の担い手を確保することが円滑にいかない地域も出てきているということもお聞きしているところであります。

そのような場合、再入団という手法により団員を確保している地域もありますが、消防団としての基本的な方針につきましては、当面、条例の定数670名を維持していきたいという意向でありますとお聞きしておりますので、町といたしましても、この考え方を尊重してまいりたいと考えているところでもあります。

消防団員数の確保に関する支援策といたしましては、これまで継続をしております消防大演習や操法大会において活躍する団員の雄姿を、町の広報紙等で広く町民の皆様方にお知らせをしているところでもあります。このような取り組みにより町民の皆様には、消防団活動に対する一定のご理解をいただいているとともに、入団するきっかけづくりになっているものと認識をしているところでもあります。

消防団は、地域の安全・安心のために献身的、かつ奉仕的に活動していただいております。

ます。また、地域における身近な防災のリーダーとして重要な役割を担うとともに、地域コミュニティの維持及び振興にも大きく役割を果たしていただいております、地域の皆様からの期待も大きいものと認識をさせていただいております。

このよき伝統に支えられた消防団を次世代に引き継いでいくとともに、大規模化、多様化する災害に対応するため、引き続き団員の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、佐々木議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） まず、通信機器の遮断された場合の対応ということで再度お伺いいたします。

去る8月9日だったと思いますが、建築工事の最中に誤って通信ケーブルの遮断をするという事故が町内で発生したというようにお聞きをしておりますが、光通信も、携帯電話、インターネットというのが余りにも普及したということで、それらに対する依存度がすごく高くなっているということでもあります。

万が一それらの通信網が遮断されたという場合ですが、これは大規模な災害が発生した場合に限らずですけれども、携帯電話、それから固定電話、インターネット、それらが町の約半数近くが不通になったということをお伺いしたのですが、どの辺の範囲までそういったことが起こったか、私も具体的には調べておりませんが、そのようなことがあったとお聞きしております。たまたま夜間だったからよかったのかなと思いますが、これがもし万が一、日中であれば、遮断された場所によっては、警察、消防、病院、銀行、それからコンビニのATM、そういったものがまるっきり不通になるということで、非常に大きな混乱に結びついたのかなと思います。早期に業者に復旧していただくということももちろんであります。そういったことが発生した場合に、まず、町民にそういった事態を知らせることが必要なのかなと思いますけれども、万が一、そういった事例が日中発生した場合、どのような対応をとられるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） お答えをいたします。

先ほど議員からございました8月9日の関係につきましては、私どもも予期せぬ発生状況でして、それらの状況を踏まえまして119番への対応等も必要な場合については、瞬時の対応も必要だということでは、できる限りの対応をしたところでございます。

まずは、消防白鷹分署への連絡、あるいは電話回線が使えない状況等を調べたわけですが、NTTサイドもなかなかその詳細な状況はわからないということなどもございました。それらを踏まえましてNTTからの情報も役場サイドには直接的な報告もございませんでしたので、その状況をいち早くNTTサイドからも情報として町にいただければ、対応を考える必要があるというように認識をしているところでございます。

また、停電の関係につきましては、通常のベースであれば、東北電力から停電の計画がある場合につきましてはご連絡をいただいておりますし、その対応については、特に福祉関係等については酸素吸入をしている方などもございますので、停電時の対応については、健康福祉サイドと調整をしながら対応を図っているという状況ですが、いかんせん、8月9日の対応につきましては、突然の状況でして、町といたしましては、できる限りの対応をさせていただいたという状況でございます。

原因につきましても、なかなか詳細がわかっていなかったということで、直接的なN T Tサイドあるいは東北電力サイドからの報告等もなかったものですから、こちらとしてもそういった関係機関との連携、調整を図っていく必要があると改めて認識をさせていただいたところですので、その具体の対応については、今後、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 大昔であれば、のろしを上げるなどということも考えられたかと思うのですが、近ごろはそういったことができるわけでもありませんので、非常に通信機器に頼り過ぎているということでは、万が一の場合の被害というのが逆に頼り過ぎているからゆえの被害というのが考えられるのかなと思います。

公用車を使って広報されるということでありますけれども、やはり携帯電話、固定電話、そういった電話が使えないという前提であるとすれば、広報に使える車というのは大体何台くらい町ではそろっておるのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 町の広報車につきましては、7台を準備をしているところでございます。

また、初動体制等につきましては、各コミュニティセンターと連携をさせていただくということも想定していますので、コミュニティセンターに配備をしています広報車6台も活用させていただいて対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） コミュニティセンターの車は、基本的にコミュニティセンターにあるわけですが、そういった場合の運転と申しますか、広報活動については誰が対応されるのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） まずコミュニティセンターと連絡をさせていただいて、コミュニティセンターで対応できる場合についてはお願いをする予定です。その人的対応が間に合わない場合につきましては、町においては、地区担当職員を配備していますので、その地区担当職員との連携の中で広報を行ってまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） わかりました。トランシーバーですが、ケーブル、またはNTT
ないしそういった通信会社の機器を通すことなく使えるわけであります。先ほど消防
団に配置ということをお伺いいたしましたが、これはあくまで火災発生時の連絡体制の
ためのものかなと思いますけれども、例えば町の災害本部と各地域の自主防災との連絡
手段というような部分におきましては、常日ごろ、例えば各地区の防災組織の長であっ
たりとかに配置されているということであれば、瞬時な対応も可能かと思うのですが、
その点、どういったところに配置されているのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） お答えを申し上げます。

配備につきましては、先ほど町長から答弁を申し上げました消防団の関係につきまし
ては、そのとおりでございます。それに加えまして、まずは町のほうで所有をしている
ということです。具体的に議員からございました自主防災組織、あるいはコミュニティ
センターへの配備はいたしておりません。有事の際、災害の発生の際につきましては、
先ほど申し上げました職員でございます地区担当職員にトランシーバーを携行させて、
そちらからの通信により情報の収集あるいは災害対策本部からの指示等々の対応に当た
ってまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） わかりました。

続きまして、屋外拡声器、要するにJアラートと私たち、常日ごろ呼んでいるわけ
ですが、屋外拡声器と屋外スピーカーについてお伺いいたします。

町内21カ所整備されたわけでありますけれども、拡声範囲と申しますか、音が聞こえ
る範囲ですが、私、ほかの自治体のホームページを確認したのか、ちょっと忘れてしま
いましたが、およそ200メートルから500メートルほどの範囲と想定されているようです。
その範囲を町の設置箇所の地図に当てはめてみますと、おさまらないところが非常に多
いということのようです。実際、音声が大きかったり、はたまた小さくて聞き取りにく
かったり、または全く音が聞こえないというような地域もあるようですが、そういった
ところは把握していらっしゃいますか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） お答えを申し上げます。

21カ所の設置場所については、ご案内のとおりだと思いますが、距離につきましては、
おおむね350メートルから500メートルということでその性能等を踏まえまして設置をし
たところでございます。工事の最中に実験等、確認等いたしまして、当初計画より2カ
所ほど追加をしてスピーカーをつけたという状況で現在に至っているわけでありますが、
実際運用を開始いたしますと、町民の方々からもご指摘もいただいております聞こえに
くい、あるいは届かないということなどもございますが、これらについては、住環境の

改善あるいは大雨等、気象条件によりまして屋外スピーカーからのなかなか聞き取りにくいという状況は承知していますので、この辺の対応については、ほかの周知伝達方法等の検討も踏まえて対応していかねばならない課題だと認識をしているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） やはり地形的なものもあろうかと思えますし、最近は特に住宅も気密住宅になっておりまして、窓を閉めていると、全く聞こえてこないということもあろうかと思えますが、あわせてメールによる配信などもされているようですが、そのメールも配信件数に限りがあるというようなことですし、またインターネットそのものを活用されておられない、特にお年寄りの方々などに対しましては、その拡声器の音が聞こえなければ、肝心のJアラートの緊急情報も伝わらないということもあろうかと思えますので、その辺、何らかの形で周知されるような方法を検討していただきたいと思えます。

続きまして、防火水利の確保ということでお伺いします。

先ほども申し上げましたが、非常に最近、山間地が荒れているということがあろうかと思うのですが、非常に土砂の流入がふえているということで、防火水槽の土砂揚げの対応が非常に困難になってきているということを町内、さまざまな地域からお伺いしておりますが、防火水槽の有蓋化であります、多く要望されている中で年間、たしか2カ所ぐらいずつ整備されているわけですが、もう少し正直、整備する数をふやしていただいてもよろしいかなと思うのですが、その辺、十分対応できているとお考えなのか、改めてお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 防火水槽の有蓋化につきましては、議員からございましたとおり、地域の要請は高いものと認識をしております。現在、有蓋化率につきましては、63%ほどになっておりますけれども、まだ無蓋の貯水池は100を超しているというような状況でございます。これにつきましては、歴史的な設置の要望等などもございましてなかなか集約をするということも難しいところもあろうかと思えますけれども、無蓋のものを全て有蓋にするということになりますと、先ほど町長答弁の中にもありました相当な工事費を要している状況でございます。場所にもよりますが、今、耐震化で40トンの防火水槽を整備するには、900万円から1,000万円ほどの工事費がかかるという状況ですので、これらと財政計画との整合性を保ちつつ整備を進めてまいりたいと考えております。

有蓋化につきましては、どちらかと申し上げれば、水利が不足している、あるいは特に渇水期については水が来ないというような状況等に有蓋化、有蓋の貯水池を整備したいという考え方ですが、この考え方に基づいて現在までやってきたわけですが、先ほど

ありましたように、災害の状況なのかどうかですが、土砂がたまりやすい環境にもなっている、あるいは高齢化、少子化、世帯数の減少等々によりまして維持が困難だという地域もあるということです、その辺は、先ほど申し上げました有蓋化のみならず、消火栓で対応できる箇所、これは消火栓につきましては、ご案内のとおり、水道本管の環境などもございますのでそれらの状況等を踏まえながらの対応が出てくるわけですから、消火栓との併用等も含めながら対応をしていきたいと考えているところですので、具体的には地域の方々、自主防災組織の方々それぞれご相談をさせていただきながら、対応等についてはこれから進めてまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 1基900万円から1,000万円ということで今、お伺いしましたが、確かに毎年、予算を見ますと、相当なお金がかかるということは、私も認識しております。

ただ、やはり高齢化というのはますます進むわけでありまして、かといって若い人たちが全くいないかというわけではないのですが、世帯数も減ってきているということで、「とにかく大変でわからない」ということをよくお聞きします。これについては、消火栓で対応するというのを今お聞きいたしました、それについても、恐らく場所が水道本管が近くになればできないということもあろうかと思えます。

ちょっと考えたのですが、土砂が流入して非常に困るということであると、流入口の手前側、防火水槽の流入口の手前あたりに、例えば大きい取水ます等を設置するなどしてあらかじめ土砂だまりなどをつくることのできないのか、どれくらい有効に働かわかりませんが、そういったことももし喫緊の課題であれば、検討していただいてもよろしいのかなと思えます。その辺、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 今、ご提案をいただきました件につきましては、私も全てを把握しているわけではございませんが、ある地域で土砂だまりを設置している地域、貯水池もあるということも承知していますので、それについては今後、研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） そういった場所ですと、例えば毎回土砂揚げをするに当たっては、毎回水をくみ上げて水槽本体を空にする必要もないと思うのですが、定期的に全部空にして再度、上げ直しをするということも必要であると思えますが、短いスパンで管理をするという部分では、そう困難な作業ではないのかなと思えます。だとすれば、例えば建設会社であったり、そういう機械、バックホーなどを持っている業者に委託をするということも考えられるのかなと、土砂撤去の地元をお願いするだけではなくて、業者

にお願いするということも考えられるのかなと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 消火栓あるいは貯水槽に関してですが、いわゆる私が就任をさせていただいたときに、私はほとんどの貯水槽を回らせていただきました。管理をして方々ともお話し合いをさせていただきました。その中では、その当時はまだ残してほしいと、無蓋化で残してほしいと。いろいろ理由はありましたが、大きな理由としては、やはりそこで、秋上げの洗い物に使いたいんだというお話が一番あったというようなことでございます。

ただ、やはり平成25年、26年の豪雨災害はもちろんですけれども、その前の水害等々、水が出たときにですが、やはり一瞬にしてあっという間に土砂だまりになってしまう、貯水池そのものになるということございまして、果たしてその効果はいかなものかなというように私自身も思うのですけれども、できれば、私としては、消火栓あるいは貯水槽のどちらかを選択していただけるような、今の状況でいきますと、貯水槽と消火栓が大変近いところにもあります。先ほど指摘ありましたように、本管との距離の問題もありますので全てがそうなるということは申し上げられないわけですが、やはり初期消火の一番の、これは地域の方々にご協力いただきながらも、あるいは地元の消防団にご活躍いただくにも、消火栓が一番速いというように認識をしておりますので、この辺の併用も考えながらということになりますけれども、無蓋の貯水槽の管理については少しいろいろ面で検討をさせていただきながら、一番有効な、一番有効ということはないかもしれませんが、少し有効になるもの、そして、その委託といいますか、管理をするところにつきましては、果たしてその業者が受けてくださるのかどうか、管理というようなトータルで、ございます。何月何日に土砂揚げするからぜひ協力していただきたいということになれば、私はそれは業者もご協力いただけると思うのですが、日々の管理をお願いしますということは可能なのかどうかということに関しては、ちょっと私も今ここで何とも言えない部分ありますので、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） なかなか対応というのは難しい、お金のかかることでありますので難しいことであると思いますが、何分高齢化が進むわけでありますので対応をお願いしたいと思います。

先ほどの消火栓の水圧が弱い部分があるということで早速調査をしていただいたということで、大変感謝をいたします。実際数字的には圧力の試験の数字的には問題ない場所でも、そのホースのつなぎぐあい等によって、正直全く使い物にならないということもあるようですので、もしかすると、ほかにもたくさんあるのかなというように思われますので、そういったところ、例えば自主防災組織等、もしくは消防団の各部、班など

に聞き取り調査などもしていただければよいのかなと思っております。

続きまして、AEDの件でお伺いたします。

現在、29カ所にAEDの設置がされているということでもありますけれども、1次質問でも申し上げましたが、最近、非常に介護予防教室、高齢者のサロンなどといったコミュニティセンターの分館、もしくは各集会施設でお年寄り、または子どもたちが交流をされるという機会が非常に多くなっておりまして非常によいことなのかなと思いますが、さまざまな行事の中でAEDの講習会というのは最近、非常に多くされておりますが、本当に体験される方が多いというようなことのように、やっぱり関心が高まっているのかなと思います。

私も1つ準備するのにどれくらいお金がかかるのかなと思って調べてみたのですが、ネット販売などの格安なものであれば、18万円ぐらいからと。それは特別な例でありまして、大体平均30万円ぐらい、1基購入する、または5年間レンタルするというような選択肢あるようですが、1つ30万円もするのかと正直、びっくりしたのですが、だとすれば、町内各地に何十カ所もふやすなどということはちょっと難しいのかなと思います。

ただ、各地区の分館等であれば、そんな何百カ所になるわけでないので整備することも可能なかなと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） コミュニティセンター分館の数は、私が記憶しているところでは76分館あるかと思いますが、これに全てをとということまでは、今の段階では予定をしていない。そういった分館での行事等で使用する場合については、例えば町が保有しているものをイベント事業等にスポット的に貸し出しをするということなども考えていけたらいいなと考えております。また、コミュニティセンターとの連携の中でどのような対応ができるのかななどについても、研究を進めてまいりたいと思います。全てということでは、先ほど議員からもありました、1基大体30万から40万円くらいかかるということにして、今、町ではリースで対応しているという状況ですので、この町が持っているものをそれぞれの事業に合わせた貸し出し等の研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 貸し出しということであれば、よほど大がかりな行事などにはその場に持ち込むということできると思いますので、ぜひ進めていただければありがたいというように思います。

例えば今度、AEDの設置場所というのを、防災マップに記載するというのもあってもよいのかなと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 防災マップの掲載のご提案ですが、今、リニューアル版を最終

調整で12月のお知らせ版の広報配布のときに一緒にお配りをする準備を進めておりますので、現在のマップには残念ですが掲載はできないという状況になってございます。

今後につきましては、講習会等でそれぞれAEDの設置場所等について周知をするなど工夫をしながら、周知を進めてまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） ぜひ機会があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして最後に、時間もございませんので消防団員の確保という部分でお伺ひしたいと思います。

非常に各地区でも消防団員の確保という部分は苦慮されているようでありますが、最近、特に悩みというか、消防団の方から悩みの部分をお聞きするのですが、自動車の運転免許でマニュアルの免許を持っていない、要するにオートマの免許しか持っておられない若い団員がふえているということで、消防車の運転ができない団員がふえているということでありますが、例えば西置賜行政組合でありますと、消防業務を遂行するに当たっての救命救急士の免許、それから小型船舶操縦士免許、それから潜水士の資格、さまざまなそういった必要な免許というのを受講手数料というのを負担しておるわけですが、運転免許そのものは個人の財産ということになりますけれども、マニュアル免許を持っている方を選んで団員に勧誘するというのもなかなか正直難しいのかなと思います。ぜひマニュアル免許を取得する場合の何らかの助成金制度なるものを検討していただければ、団員の処遇改善という意味でもよろしいのかなと思いますが、そういったことの考えはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私、初めてそのお話、お伺ひしました。団員の幹部の方々とはしょっちゅうお会いしてお話をしているのですが、今、私ども準備しております軽トラあるいは積載車は、ほとんどオートマです。多分もっと大きい車両のことをお話でないのかなと思うのですが、マニュアルに免許を更新するという事の中で支援をしていただきたいということは、私はきょう、初めて議員からお聞きしましたので、この辺については、やはり消防団の幹部の皆さんとも話をさせていただき、その方向性を考えさせていただきます。

消防の職員については、これは全く違う視点で物語を見ていただきたいと思います。これはやはり1秒を争う部分について、この職員がいなければ出動できないとか、この職員がいなければ、例えば川に潜れないとか、あるいは船を出せないとか、そういうことはないように順次その資格を取っていただくような手配をしていくということでの取り組みでして、消防団員の方々とのその取り組みの違いというのは、そういう部分が明確でありますので、何とぞその辺は幹部の方々から意見を聞かせていただいて、そして、方向性を打ち出していただければありがたいなと思います。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 最近、更新になっている消防車両はオートマチックに順次更新されておられるようでありますので、時代の流れとともに、そういった部分も解消されていくのかなと思っておりますが、現在、以前から配備されているものにつきましては、マニュアル車が多いということで、若い衆が免許が持っていないものだから、何年たっても幹部が運転していかないとならないということの悩みを実際お聞きしておりますので、そういった声を聞いていただいて、対応していただきたいと思っております。

防災センターも今、建設中でありまして、災害に強いまちづくりということでなお一層進めていただきたいと思っておりますが、我々も常日ごろ、個人的にも、また立場的にもいつ何時、災害が発生しても驚かないような対応をとっていかねばならないというように思っておりますので、どうか町としてもなお一層、今後とも災害に強いまちづくりということで進めていただきたいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 以上で佐々木誠司議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前11時05分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、高齢者支援と子育て支援、3番、笹原俊一君。

〔3番 笹原俊一 登壇〕

○3番（笹原俊一） 一般質問を行います。

初めに、高齢者支援について伺います。少子高齢化の波が年々高く押し寄せる時代にあって、高齢者が元気に暮らし、健康寿命を延ばすことは、高齢者自身だけではなく支える家族の負担軽減につながり、さらには子どもたちの健やかな成長などあらゆるところにいい影響を広げていくことであると思っております。

町では、高齢者の皆さんが自分に合ったサービスを選んでいつまでも生き生きとした生活を送るために、「八乙女げんき塾」や各コミュニティセンターで実施する「元氣わくわく教室事業」などさまざまなサービスを提供しています。

それぞれの事業はほぼ定員に近い方が参加され、関心の高さがうかがえます。介護予防や認知症予防に大いに寄与している取り組みであると思っております。

そこで伺います。

利用者それぞれのケアプランに基づいて運動などを行っている事業もあるようですが、介護予防効果の検証はどのようにして行うのでしょうか。

友達ができた、楽しいという実感は、とても大切なことではあります、具体的な数

字として健康面での向上や効果があらわれることが、事業を継続していく上で大切なことであると思います。

また、利用される皆さんの感想やご意見はどのようなものがあるのか、今後の展開に役立てていかれるようなご意見などはいただいているのかお尋ねいたします。

各予防教室やサロン等の参加状況をお聞きいたしますと、ほとんどが女性の方ということでもあります。今後の課題として男性の参加者が少ないということがあるかと思いません。参加を促す対策を伺います。

また、そのほか、課題となっているものはあるのかを伺います。

ともあれ、今後もより多くの皆さんが参加できるような事業の展開を望むものであります。

次に、子育て支援について伺います。母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターの設置が決まりました。白鷹町としては、どのようなスケジュールで考えておられるのか伺います。

現在、子育てサポートとして4人の保健師が6地区を分担して受け持って、保護者の負担軽減に努めてくださっていると伺いました。年間出生数が減少しているとはいえ、妊娠時から出産、3歳児健診ごろまで、場合によっては就学前までのケアは大変なご苦労があるかと思いますが、妊婦さんに寄り添うきめ細やかなサポートはどのように行っているのか伺います。

また、町の事業の一つにファミリーサポートセンターがあります。子育て世代には大変手助けになっていると思いますが、現在の状況を伺います。

広報「しらたか」9月号で「子育て支援ガイド」が掲載されました。結婚前から小学校入学までの町の支援事業がまとめられていて見やすいと思いましたが、若い保護者の皆さんは、日々子育てに追われ広報もなかなか見ることが少ないのが現状ではないでしょうか。

そこで、保護者会などに出向き直接説明する機会を設けるなど子育て支援の周知を図るとともに、情報交換の場をつくっていくことも大切であると考えますが、ご所見を伺います。

高齢者支援と子育て支援は、全く関連がないものではありません。高齢者が元気に生活し、子どもたちが健やかに育ち保護者が安心して子育てができる環境づくりは、安定した経済活動を生み、高齢者を支える大きな力となると思うものであります。

以上、2点にわたり質問いたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 笹原議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者支援についてお答えをさせていただきます。

高齢になっても、健康で自立して暮らせる生活は誰もが望むことであり、そのための健康づくり、介護予防等に関心を持っていただくとともに、実際の取り組みにつなげていくため、町では主に介護保険制度における地域支援事業において高齢者の方の支援を行っております。

また、平成29年度からは、介護予防事業が再編され、要支援認定を受けた方の介護予防給付の一部も地域支援事業に移り、新しい介護予防・日常生活支援総合事業としてスタートしたところでもあります。

この事業につきましては、要支援の認定を受けている方のほか、何らかの予防策が必要と思われる方、そのどちらにも当てはまらない方の3つの枠組みでそれぞれの状況に応じた対策として重度化防止、維持改善、介護予防の各事業を実施しているところでもあります。

要支援認定者の方に対する介護予防給付以外のサービスについては、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業において独自に設定し、実施しているところであり、議員からお話がありました「八乙女げんき塾」や「元気わくわく教室事業」についても、町が実施している独自の事業であります。

議員ご質問の1点目、介護予防効果の検証についてご説明をさせていただきます。

まず、八乙女げんき塾及び元気パワーアップクラブ事業につきましては、ご本人の状況を把握する基本チェックリストにおいて何らかの予防策が必要とされた方に対し、ご本人の生活における希望や目標を伺いながら、地域包括支援センターにおいてケアプランを作成し、当該プランに基づき事業を利用いただいているところでもあります。

八乙女げんき塾の利用者はほとんどが80歳以上の方であり、専門職による利用者の方の体調を考慮した運動指導や栄養・口腔指導を実施しております。効果の検証方法は、事業参加当初と年度末において基本チェックリストを利用し、それぞれの状況を比較しつつ、その結果に応じて事業の継続、または他の事業への移行を検討することで、体力等の維持、または向上を目指しております。

元気パワーアップクラブ事業につきましては、運動機能の向上に力を入れた事業で、八乙女げんき塾と同様に基本チェックリストでの検証のほか、体力測定での効果の検証を行い、事業の継続、または他の事業への移行を検討することで、運動機能の維持または向上を目指しております。

基本チェックリストにおいて非該当となられた、いわゆる元気な高齢者の方が参加される元気わくわく教室事業と元気ワンダフル教室事業におきましては、体力・筋力の向上や認知症予防を目的とした運動を実施しております。日常生活において特に大きな支障がない方が対象であるため、今年度は具体的な効果測定は実施しておりませんが、やはり元気な方でも何らかの形で介護予防の効果検証は必要であると考えており、来年度から事業参加当初と事業終了時の体力測定を実施するなどして、効果を検証していくこ

とも考えているところでもあります。

ただし、介護予防事業全体に共通することとして、参加すること自体が介護予防に大いに役立っていると感じておりますので、効果を求めることにこだわる余り、参加意欲がそがれることのないよう配慮していく必要があると考えているところでもあります。

ご質問の2点目であります利用者の方の声及び今後の展開に役立つような意見についてですが、各事業においてさまざまなご意見をいただいているところでもあります。例えば「周囲から明るくなったと言われた」という声のほか、「交流を通してうつもよくなった」と。「みっちり運動するので体力がついた」、「元気が上がった」、「交流もできて楽しい」という声など、具体的な効果の報告をいただいている一方で、「自分の体力と合わない」などの意見もいただくこともあり、個人の状態に合わせ決して無理しないよう説明しながら行っております。いただいたご意見はより利用しやすい事業とするため、今後の参考とさせていただきますと考えているところでもあります。

ご質問の3点目、男性の参加を促す対策につきましては、例えば八乙女げんき塾では、登録者84名のうち、男性は5名、元気わくわく教室事業では、107名のうち、8名と男性の参加が非常に少ないという現状であります。残念ながらこれらを解決する方法、いろいろな方々からご意見を伺っておりますけれども、これを一気に解消するということはちょっと私どもとしてもなかなか難しいことだと認識をしております。いずれにいたしましても、議員を初め、いろいろな方々からお声がけをしていただき、そして、リーダーとして、ぜひそういう事業に参加するように促していただければありがたいなと思っております。

そして、本当にこの特効薬的なアプローチが探せず、先ほども申し上げましたが苦勞しているわけでありますので、改めて皆様方からいろいろなご意見を頂戴し、その方向性を探らせていただきたいと思いますというお願いをするものであります。

今年度におきましては、実際に運動を体験していただき、運動のよさを実感していただくため、年度中に体験教室を開催する予定であります。特に若い世代の人口減少が進み、高齢化率が年々上昇している白鷹町の現状も踏まえ、介護予防の重要性を自分のこととして考える機会としていただければいいのではないかなと思っております。

また、各地区サロンや高齢者の集まりにもお伺いし、白鷹町の現状と介護予防の重要性をご説明申し上げ、少しでも多くの方々の介護予防の意識を持っていただくよう取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

4点目であります。事業に取り組み中での他の課題についてであります。今後、介護予防事業を進めていくに当たりましては、高齢者を支える世代が減少する中で、高齢者自身が健康寿命の延伸に自主的に取り組むことができるように、元気なうちから介護予防に取り組む重要性を啓蒙していくこと、また、地域での見守り、支え合いの活動を

創出していくための仕掛けづくり等に力を入れて取り組むことが重要であると認識をしているところでもあります。

将来的には元気な方の介護予防の運動については、地域で自分たちが必要性を感じて自主的に取り組むことができるよう進めてまいりたいと考えているところでもあります。丁寧に説明を重ねさせていただきながら、地域での介護予防への意識の醸成を高めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてお答えをさせていただきます。

初めに、本町の出生率に関して申し上げますと、11月28日の山形新聞において「出生率急減」という見出しで報道されておりました。厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成27年には合計特殊出生率1.25、出生者数は70人、同じく平成28年度は1.38、69人となったということであり、15年前の平成12年には1.89、136人であったことから比較しますと、出生数において66人の減であり、おおむね半減してしまっているということでもあります。

国では、戦後ふえ続けた人口が、平成26年において全国的に減少局面に入ったことなどを受け、まち・ひと・しごと創生法が制定されたところでもあります。

それに基づき、本町では平成27年10月に白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定し、産業の振興、特に「稼ぐ力」をベースとした地方創生を進めることで、人口減少を最小限に食いとめる方策を打ち出したところでもあります。

一方で、このように出生率の減少傾向に歯どめがかからない状況であり、これに緊急的に対応するため、現在、全庁横断のプロジェクトチームを編成し、対策の検討を進めているところでもあります。

さて、ご質問の1点目でございます。子育て世代包括支援センターにつきましては、平成27年6月に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中で、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として位置づけられたものであります。国では、その機能が本年4月1日には母子保健法により法定化されたところであり、平成32年度末までには全国展開を想定しているとのことでもあります。

本町におきましては、設置に向けた検討は平成28年度から取り組み、長井市を初めとした置賜管内の先行自治体の事例を研究するなどしてまいりました。妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩みに円滑に対応し、切れ目のない支援を提供するためには、マンパワーの確保が最重要課題であり、国からは必要な職員体制として、保健師、助産師、または看護師の配置のほか、利用者支援専門員によって相談機能の充実を図ることが求められております。本町の規模であれば、その相談業務には保健師等の専門職が直接対応できる件数でもありますので、実情に合わせた運用をしてまいりたいと考えております。設置時期につきましては、少子化が急激に進行している現状も鑑み、

可能な限り、早急に設置をさせていただきたいと考えているところでもあります。

これまでも、妊娠期から子育て期までのニーズに対して、主に健康推進係、子育て支援係を中心に対応し、こども園や保育園、教育委員会、各小中学校等とともに連携を図っておりますが、今後、子育て世代包括支援センター設置によってその役割や機能が明確になり、ワンストップで包括的なサービス提供が可能となるものと認識をしているところでございます。

2点目の妊婦さんに寄り添うきめ細やかな取り組み方法につきましてお答えをさせていただきます。

近年、核家族化やライフスタイルの変化から、妊娠期から子育て期の母親は孤立感を抱き、心身の不調や育児不安に陥るケースもありますので、さまざまな関係機関や関係者の方が連携し、孤立を防ぐための切れ目のない支援を行っていくことが必要と考えております。

本町におきましては、妊娠期の最初のかかわりとして、直接保健師が妊婦さんと面談し、回答いただいたアンケートに基づき必要なアドバイス等を行いながら、母子健康手帳の交付を行っております。妊娠期における事業といたしましては、妊婦さんやその家族を対象に妊娠・出産・子育てについての正しい知識の習得や仲間づくり等の支援を目的に、マタニティ・クラスを開催しております。そのほかにも妊娠期の個別相談や家庭訪問なども実施し、安心して妊娠期を過ごすことができるための支援を行っているところでもあります。

出産後につきましては、生後1カ月から2カ月ごろに地区担当保健師が全ての家庭を直接訪問する赤ちゃん訪問を実施しております。母子の心身の状況や家庭状況を把握し、子育てに関するアドバイスや子育て支援センター等の情報提供を行っております。その後の子育て期の支援といたしましては、乳幼児健診や離乳食教室、すくすく発達相談といった乳幼児向けの健診や教室を開催させていただき、経過観察が必要と判定された場合のお子さんや継続支援が必要と判定されたケースに対しましては、電話連絡や訪問、保育施設との情報共有を行いながら、子育て期においても切れ目のない支援に努めさせていただいております。

今般、仕事と子育てを両立するため、乳幼児期から保育施設を利用しながら子育てする家庭もふえている状況であり、子育ての悩みや必要な支援が多様化してきております。そのため、関係機関と連携し、家庭訪問や保育園・こども園の巡回相談等の取り組みを行いながら、妊娠期から子育て期においてそれぞれの段階に対応した支援を行っている状況でもあります。

3点目のファミリーサポートセンターの状況につきましてお答えをさせていただきます。

当センターにつきましては、平成18年度からスタートし、育児の援助を必要とする会

員を協力会員がサポートする相互援助活動により成立する託児システムとなっております。現在、135名の会員から登録をいただいております。子育て支援センター「にこぼーと」において利用受け付けを行っており、双方の利用者の利便性を向上をさせていただいているところでもあります。

昨年度の利用実績は年間24件、今年度上半期で11件の利用があり、近年は協力会員宅での託児に加え「にこぼーと」を利用場所としての託児がふえてきている状況でもあります。

4点目、子育て支援策について保護者への直接説明の機会があればよいのではとの件についてお答えをさせていただきます。

広報しらたか9月号において、「子育て支援ガイド」としての結婚前から小学校までの支援について年齢や段階に応じて紹介をさせていただきました。今回初めての取り組みでしたが、保護者の方からは保育園等を通じて、「大変見やすくてよい」「入所の申し込み時に改めて子育て支援について確認できた」「町報に掲載されている点が非常によい」「ぜひ続けていただきたい」との声が寄せられているところでもあります。

一方、内容のさらなる充実についてもご要望いただいておりますので、町報に限らず、世代に合わせた媒体の利用やホームページ等もわかりやすい内容に更新してまいりたいと考えているところでもあります。

直接の説明につきましては、対象とする世代に効果的に伝わる手法・時期等を検討し、その中の一つの選択肢として検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願いを申し上げながら、以上、笹原議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） まず、高齢者支援についてお聞きをしたいと思います。

さまざまな事業を展開していただいております、チェックリストをもとにケアプランをつくっていただき、それをもとにそれぞれの体調に合わせた形で、利用者お一人お一人の効果をぜひ示していただきたなと思っております。先ほどのご答弁にもありましたけれども、本当にその検証が大事だと思っております。ただ、利用者の方々の声にもありますように、「本当に効果が実感できる」、「明るくなったと言われた」とか、「元気が上がった」という声は非常にうれしいお声でありますので、ぜひそのようなお答えが実感でき、長続きするような対策もお願いしたいなと思っております。

気になるところは、先ほどもございましたけれども、男性の方の参加率の低さということだと思います。高齢世帯は、ご夫婦お二人の世帯、それから女性の方のお一人の世帯、また男性の方のお一人の世帯というようにあるわけですがけれども、圧倒的に男性の方の世帯が、女性の方の世帯よりも少ないのが現状ですけれども、ただ、お一人でお暮らしになっている方々の健康維持、気になるところでございます。このような事業をぜひ

ひ周知をしていただいて、何とか参加されるような対策も大事でないかと思っております。

そこで、保健師などから直接お答えをかけていただいております。あるところでは、参加するようになったきっかけは、保健師からのお声だけが一番だったと。こういうことをやっているのも実際に参加すると、こういう効果がありますよというような丁寧な説明をいただいております。ということもあつたようです。

また、1回参加しますと、そのまま継続をされる男性がたくさんおられるというようなことですので、ぜひその点のところ、お声がけ、また医療機関を受診した際に看護師なり、医師からのお声がけなどもぜひお願いをしたいものだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 男性の参加が少ないというのは本当の実情でして、実は私もご案内でありますとおり、職員であつたものですから、特に健康福祉課担当したことがあるものですからサロン事業を始めたのは、私が担当のときでした。前日までこのような方が参加しますという名簿をいただきながら、実際に例えば保健師がその場に行かれてこの血圧の検査をすとか、いろいろやるのですが、実際においでになる男性の方は、申し込みと全く違う人数しか来ないと。実際に私もそのおうちまで行きました。なかなか難しい。声がけをしたということよりも、やっぱり地域の中での日ごろの男性の参加という意欲的なものが、私から言わせれば皆無に等しいなと思うぐらい低かつたです。

どちらかという、女性の方は例えば地域外からお嫁に来られた方が非常に多いわけですが、お互いに元気さを確かめ合ったり、あるいはいろいろなよもやま話をしたりと、あつという間に花が咲くと。「お互いに健康でよかったね、次は何しようか」となるのですが、男性は実際集まってみても何となく孤独感が漂うというケースが非常に多かつたと私自身は認識をさせていただいてまいりました。

この辺については、何がよいということはわかりません。今、議員からご指摘ありました保健師など、あるいはドクターからなどのお声がけ、ドクターのお声がけなんというのは一番効果あるのかなというようには思います。この辺については、どういう方法がより参加意欲を醸し出すことができるかどうかということに関しては、少し内部で検討させていただき、ドクター、常に同行するわけにはいきませんし、その事業を展開するためにドクターに参加をしていただくということも相当厳しいものがあるかと思しますので、全体的な流れを見させていただきながら、この参加意欲を醸成するための方策を何とか皆さんとともに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 男性の方から直接まず女性のいないところでいろいろご意見をお聞きしていただくとか、それから男性参加専門の事業を検討していただくとか、さまざまな工夫をしていただければいいのかなと思っております。

ただ、お元気な男性の方はパークゴルフなり、本当に自分のご趣味を楽しんでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういうところに積極的に事業の紹介などをぜひ出向いてやっていただくというのはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。議員の男性参加者の数が少ない部分というようなことは、ただいま町長からありましたとおりでございます。担当がかわってもその悩みは変わらないというようなことで残っているところでして、できるだけこれから高齢化率、年々上がっていく。そして、人口減少する中で、やはりご本人が介護予防の必要性、健康寿命を長くするための意識を持っていただいで活動していただくということが何よりも重要なことかなと思います。

そのような面に関しましては、やはりさまざまな機会、サロンなど、あとはコミュニティセンターでの高齢者の方の集まる部分など利用しながら、さまざま事業の紹介というようなものは行っているわけでございます。

そのような形で積極的な事業の紹介をさせていただくということとともに、単身の高齢者の方につきましては、年に2回、75歳以上の方なのですけれども、「おたっしや訪問」ということで、看護師のOBの方などをお願いしまして個別に訪問させていただいております。そのときにも介護予防についてのお話などもさせていただいて、さらにそこで気になる反応がある方には、地域包括支援センターの職員、それから保健師が訪問させていただきながら、そういう事業への参加を促すなどということも行っておりますので、不特定多数の方の周知とともに、そういう個別のアプローチなども大切にしながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） ぜひきめ細やかな対応をお願いしたいと思っております。

1点だけまたお聞きしたいのですが、万が一のそういう事業に当たったのけがとか、事故にあった場合、サポート体制といいますか、保険といいますか、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。町が実施をいたします介護予防事業につきましては、その事業実施に当たっては損害保険に加入をいたしまして実施をしております。八乙女げんき塾につきましては、送迎のサービスも行っております。こちらにつきましては、委託先であります社会福祉協議会で損害補償保険に加入していただいております。また、それ以外の委託事業につきましては、町が加入しております総合補

償保険に加入をして、その行き帰りも含めた形での保険の加入というようなことでさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 指導される皆さんの資格といいますか、しっかりとそのような講習を受けた形での無理のない運動などをしていただいていると思いますけど、ちょっと気になるなということがありますでしょうか、ないでしょうか。今の段階では大丈夫だということでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私、いろいろイベントに参加させていただきますけれども、元気いなと思うのは、老人クラブの輪投げ大会です。本当に元気な方がたくさんお集まりになって、本当に一日が楽しそうな雰囲気です。実際に現場に行っても思われると。先ほど議員からご指摘あったような体育館といいますか、中でできるようなイベントを考えるとということなども、一つの方策かなと思います。ゲートボールも蚕桑の紬パークでやられたときには相当な人数もいらっしゃったのですが、最近は少しチーム数も減ってきているということでもあります。やはり元気な方をこのまま元気に頑張ってくださいためには、いろいろな組み合わせをしながらやらせていただくということが私は大切なのかなと。これだけだと、今やっている介護保険の活用の中でやる事業でなくて、やはりほかのいろんな団体の方と手を握りながら、やはりそれを元気に過ごしていただく一助となるような方策も、我々としては組み合わせることが大切ではないのかなと思っております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） お元気なお年寄りが、高齢者の皆さんがふえるということは、周りの若い人たちも元気になるということですので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子育て支援についてお聞きをしたいと思ひます。子育て環境は、本当に以前とはがらっと変わらして、さまざま十人十色なわけです。自分自身が育った、親自身が育った環境もさまざまですし、一概に子育ての悩みを親に相談すればいいというようなものでもなくなっているのではないかと思ひます。本当に行政、また保健師などがサポートしていただひて、気軽に気兼ねなく相談できる体制がどれほど子育ての世代の皆さんに力になるかわからないなと思ひておひます。そういう意味からも今現在、町で取り組んでいる子育て支援の数々は大変にきめ細やかなものですし、大切なものであると先ほどの答弁をお聞きして実感した次第です。

そこで、子育て世代包括支援センターについてですが、先ほどの答弁にもごさひましたけれども、さまざまな分野ごとの相談というよりも、ワンストップで一つの窓口で子育ての受け付けができるというメリットがあるのだということでしたけれども、具体的

に今までとはここがこう違ってきますよというものがあれば、教えていただきたいと思っています。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。

子育て世代包括支援センターの役割につきましては、保護者が子育てに関するあらゆる相談を1カ所で受けて、それを必要な支援、サービスにつなげられるようにというようにことで設置を求められているものでございます。

現在、子育てに関する支援につきましては、先ほど町長が答弁したとおりですが、例えばうちの町では健康福祉課の所管の中で母子保健に関すること、または子育て、保育施設等への入所等に関することなどについては1課で行っていますけれども、これが規模の大ききなところになれば、子育て部門と保健の部門は別になるということなどもあります。また、教育の分野とは、これは違うということがあるわけですが、うちの町であれば、やはりこの規模であれば、健康福祉課に来れば、その部分についての問題についてはさまざま対応できるというようなことがあります。それを子育て世代の包括支援センターという窓口をつくることによりまして、子育てに関することはここに相談に行けばいいのだなということでのまずわかりやすさというものはあるのかなと思います。

また、健康福祉課にご相談に来られても、相談によっては担当がかわったりということがあるわけですが、それをセンターの窓口で受け付けをすることによってセンターからそれぞれの関係する部署へ情報提供しながら、そのご家族、またご本人に対する一体的な支援という形で進めていくことができるようになる、そのようにしなければいけないと思っております。

なかなかその規模、今もそのような形でできるだけわかりやすい支援をということで心がけておりますので、そこをさらに窓口、そして、子育てというようなものを明示することによって、わかりやすさというものを出していきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 改めてお聞きいたしますけれども、例えばAさんにお子さんがおできになったということで相談に行きます。「Aさんには、私が担当しますよ」と地区の担当の保健師がいらして、妊娠、出産、3歳児、また小学校前まで、気になる方は小学校までずっとその方が担当していただけるという感覚でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。赤ちゃんがお生まれになった際の全戸訪問につきましては、基本的には地区割をさせていただいた保健師が担当ということになりますので、その際に伺ったときには担当の誰々ですというようなことでお話をさせていただきますので、これは決まりとして必ずその人が最後といいますか、ずっと担当というよ

うなことで固定をしているということではありませんけれども、そのような流れの中で誰に相談すればいいかというようなことについては、安心していただけるような体制をとっていきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 非常に不安になると思いますので、ぜひ本当に安心して子育てができる環境づくりをお願いしたいと思います。

また、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、今回、子育て支援ガイド、非常に好評だったということなのですけれども、今後、世代に合わせた媒体の利用ということがございました。今、本当に若い方々、皆さん、スマートフォンを手に持って本当にいろんな情報をスマートフォンから得ると。テレビも見ないでスマートフォンからいろんなニュースを見るという年代のようですが、そのSNSですよ、そのSNSも子育ての手助けとなる便利なツールがたくさん出ているようです。いろいろな情報やメッセージを一斉に登録していただいた方に発信をして、1対1の問い合わせもできるというようなものもできているようですけれども、その辺の活用などお考えはありませんか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。情報提供のやり方については、やはりさまざま検討を進めていかなければいけないと思っております。

議員がおっしゃられます子育て世代の多くの方が利用されておりますスマートフォン、これについては、やはり場所とか時間にとらわれずに気軽に自分の知りたい情報を得ることができるというようなことで、ちょっとした疑問などにもすぐお答えできるような形ということでは、全国の自治体の中でも、子育て支援アプリというようなものを導入してその活用を行っているということが私も情報としては持っております。

町では、現在、そこまでの活用ということではないわけですし、ホームページ、町報等での提供、または直接おいでいただいた方には顔の見える支援と、安心してお話を聞いていただく、相談に乗らせていただくということができるよう努めておりますけれども、やはり便利なツールを活用した方法ということも一つの手段でありまして、これについては活用範囲等について十分検討しながら、その活用の部分についても検討していかなければいけないと考えてはおりますけれども、まず、基本的な考え方としては、その顔の見える支援というようなことで考えている現状です。その中で、どういうものをSNSに乗せて発信をすればいいのかということで、先行自治体の事例なども見させていただきながらと思っておりますのでございます。

また、ちょっとありました1対1の相談、個別の相談というようなことについては、実際そのように活用されているものもあるということでお伺いしておりますけれども、やはり文字でのやりとりというものから受ける相互の認識のずれというものですとか、情報セキュリティの部分などまだまだ私の知り得ていない部分もありますので、そのよ

うなものをお聞きをしながら、個別な相談という部分については慎重に検討する必要があるのかなと考えております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） やはり直接会って顔を見てそれぞれの赤ちゃんも見ながら相談を受けるというのが一番大事な点ですけども、なお、それとプラスしてそのようなものも持っていれば、なお、いつ、例えば具合が悪くなったりとかしたときも安心できるような情報がそこに載っていたということとか、それから予防接種の日にちをいつだったかというのをちょっと見たりとかいうことで活用できるのかなと思いますので、ぜひ積極的に研究をされてお願いしたいなと思っております。

続きまして、子育て支援ガイドにも紹介されておりましたけれども、ファミリーサポートセンターについて伺います。

先ほど件数を教えていただきましたが、なかなか活用されていないような印象ですけども、急な保育の頼みの綱といいますか、御存じの方はうまく活用されているというお話も伺っておりますので、なかなか皆さんに知られていないのではないかなと思うのですけれども、もう少し利用を呼びかけるような方策をとられたらどうかと思いますが、その辺、どうでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。ファミリーサポートセンターの利用ということですけども、このサポートセンターの発足当時からの状況を考えますと、保育施設への入所の変化ということもその利用の減という部分ではあるのかなと思います。以前であれば、3歳児からの保育施設入所ということが一般的な部分ありましたが、ここ数年、生まれて産後休暇を終了されたぐらいの早い時期から保育園、こども園等への入園があるということ、または学童保育の環境なども整備されてきたということもありまして、ファミリーサポートセンターを活用する前には、保育園、子ども園に入ってしまうなどという状況もあって一つには利用が下がっているのかなというようにも思っております。

また、一方では、やはりその制度についてどのくらいの認知度があるのかということについては、具体的に私どもで調査をしているということもありませんし、やはり認識いただいていないところもあるのでないかという気持ちは持っておりますので、さまざまな機会や媒体を通じてこれも積極的な情報を提供して、ご利用しやすい、ご利用いただける環境づくりというものに努めていきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 周知方法ですけども、先ほどもホームページを少し改善して見やすいようにするというお話もございました。ぜひ本当に手にとってわかりやすい、またほとんどスマートフォンでインターネットも使うような時代ですのでスマートフォン版

のホームページの改良も、これは健康福祉課だけではなくて全体的に言えることだと思いますけれども、ぜひ町のホームページもスマートフォンでしっかり見られるような改善をお願いしたいなと思っております。

時間もだんだんとなくなってきましたけれども、11月24日の「山形新聞」に、寒河江の病児保育の記事が掲載をされました。1年ほど前の一般質問でも取り上げられていたようですけれども、必要性を感じるものの、なかなか実施には課題があるということだと思いますけれども、この間の記事を改めて読ませていただきますと、非常に大事なことだなと思っておりました。その辺のところ、考え方、今現在の考え方を教えていただきたいと思えます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 病児・病後児保育というものに関しましては、当然、私どもも何とかしていきたいという気持ちを持ちながら今までも対応してきたつもりではございます。ただ、残念ながら、私ども、病児保育ということの一番大切なものは、その環境が整うか、環境というものは、やはり小児科医、ドクターと我々がお受けする、例えば保健師、あるいは看護師というものを常時連携をとるような環境をつくることができるかというようなことであります。

特に今年度から長井市でこの病児保育、やられております。登録者は白鷹からもおられると、あるいは川西町の小児科の先生がやっておられる保育園につきましても、白鷹の方がおられるそうでございます。それはやはり小児科医との連携があるということなことが大前提がそこから生まれてきているということでもあります。

私どもも方法としてはどういう方法があるかと考えた場合には、長井市の、これは民間の保育園ですが、やられているところとの連携が果たしてとれるかどうか。その場合は、やはり登録した、あるいはお使いになったときの費用をどうやって我々は負担を、応援をさせていただくかということは検討は可能だろうとは思えます。

ただ、これで今、すぐやれるということでは決してございませんで、限界が3人だそうですね。200人以上の登録があるそうですが3人だと。それまで3人ということはないそうですね。今までは2人が最高だったというようなことだそうでした、そのような情報はいただいておりますけれども、直ちにそれが可能かどうかというようなことではありません。私どもとしては、その小児科の先生との連携がうまくとれる、これはほとんどウイークデーというような形になるかと思えますけれども、そういう形の中で、我々は、例えば今度、保健師というような、あるいは看護師というようなものを準備ができて、そういう施設がつけられるかどうかということでございます。

これから今、本町の保育園あるいはこども園につきましても、社会福祉法人が全園担当なさるということになりますので、この辺の可能性は探りながらも検討はしていきたいと思えますが、直ちに取り組みますということについては言えないという状況でして、

この辺については環境があるということをぜひご理解いただければありがたいなと思います。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 本当に町にもあればいいなというようなことだと思いますけれども、ぜひいろいろ探っていただきながらお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、今後も活気ある高齢者支援事業と、それからきめ細やかな子育て支援事業にご期待を申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（遠藤幸一） 以上で笹原俊一議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

休 憩 （午後0時10分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第90号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第90号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の地域決定型地方税法特例措置等について所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細については税務出納課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） 議第90号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

議案書の一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税の地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という）の割合の設定等及び軽自動車税の減免等について、環境性能割の賦課徴収を行う県の自動車税の環境性能割の規定との整合を図る等

の所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第29条第1項、町民税の申告、改、引用条項を整理するもの。

第33条第2項、個人の町民税の納期、改、税額の更正等により、通常の納期によりがたい場合について、随時の納期を設定できるものとするもの。

第51条の2第1項～第3項、法第349条の3第28項等の条例で定める割合、新、わがまち特例の割合を定めるもの。家庭的保育事業居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産の課税標準額に乗ずる割合2分の1。

第58条第2項、固定資産税の納期、改、税額の更正等により通常の納期によりがたい場合について、随時の納期を設定できるものとするもの。

第70条の3、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、改、軽自動車税の非課税の範囲について、県の規定との整合を図るため、次のものを加えるもの、巡回診療の用に供するもの、患者の輸送の用に供するもの、血液事業の用に供するもの、救護資材の運搬の用に供するもの。

附則第2条の4第1項、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、改、文言を整理するもの。

附則第5条第1項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、改、課税の特例の期間を平成33年度まで延長するもの。

附則第7条の2第10項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、改、わがまち特例の割合を定めるもの。企業主導型保育事業のうち特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の課税標準額に乗ずる割合2分の1。

附則第11条、免税店の適用に関する特例、改、文言を整理するもの。

附則第12条の3第2項、軽自動車税の環境性能割の減免の特例、新、軽自動車税の環境性能割の減免について、県の規定との整合を図るもの。

附則第1条、施行期日、公布の日から施行するもの。

第1号、附則第2条の4の改正について、平成31年1月1日から施行するもの。

第2号、軽自動車税の環境性能割の導入に合わせ、第70条の3並びに附則第12条の3の改正について、平成31年10月1日から施行するもの。

附則第2条、町民税に関する経過措置、附則第2条の4の改正規定については、平成31年度以後の年度分の町民税について適用し、平成30年度分までの町民税については、なお従前の例によるものとするもの。

附則第3条、固定資産税に関する経過措置、第51条の2の規定については、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするもの。

附則第4条、軽自動車税に関する経過措置、新条例の規定中、軽自動車税に関する部

分は、平成31年10月1日以後に取得された軽自動車に対して適用するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第90号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第91号 白鷹町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第91号 白鷹町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例の根拠となる企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められたことに伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。議第91号 白鷹町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例。

ここで法律が改正となった背景についてご説明いたします。

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を目的に、製造業のみならず、

サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象として支援措置を実施することとなったのが背景でございます。

議案書の一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、法律名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められ、目的が、「産業集積の形成及び活性化を図ること」から「経済活動を牽引する事業の促進を図ること」に改められたことから、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

題名、改、題名を改めるもの。

第1条、目的、改、

第2条第1項、課税免除の措置及び要件、改、引用条項等を整理するもの。

附則第1条、施行期日、公布の日から施行するもの。

附則第2条、経過措置、改正法の施行日前に承認された企業立地計画及び施行日前に申請がなされており、施行日以後に承認された同計画に係る特例措置については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第91号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第92号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第92号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

公営住宅法の一部改正に伴い、収入の申告等が困難な事情にある入居者の申告等の手

続の簡素化を図るため、提案するものであります。

なお、詳細については建設水道課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第92号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨により説明させていただきますので、改正要旨をお開きいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、収入の申告等が困難な事情にある認知症患者等の家賃を、官公署の書類の閲覧等により把握した収入に基づき定めることができるようにするものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明を申し上げます。

第2条、用語の定義、改、公営住宅法施行規則の省略規定を定めるもの。

第12条第1項、同居の承認、

第13条第1項、入居の承継、改、引用条項を整理するもの。

第14条第4項、家賃の決定、新、町営住宅の家賃の決定にあたり、入居者が認知症患者、知的障がい者等で、収入を申告をすること又は収入状況の報告の請求に応じることが困難であると認められる場合は、当該入居者からの収入申告又は報告によらず、官公署に対する書類の閲覧の請求等の方法により当該入居者の収入状況を把握した上で家賃を決定することができるように定めるもの。

第15条第1項から第3項、収入の申告等、改、収入申告義務の対象から収入の申告が困難な事情にある入居者を除くよう改めるもの。

第31条第1項、第2項、収入超過者に対する家賃、

第33条第1項、高額所得者に対する家賃等、

第39条、公営住宅建替事業に係る家賃の特例、

第40条、公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例、改、収入の申告等が困難な事情にある入居者とその他の入居者の取り扱いが同じとなるよう改めるもの。

附則、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第92号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第93号から議第95までの上程、説明

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第10、議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、平成29年度各会計補正予算3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、高齢者世帯等の経済的負担の軽減を図るための福祉灯油券助成事業への対応を初めとして、子ども園施設型給付費負担金や保育園運営委託料、障がい者自立支援給付事業等の福祉関連施策のほか、園芸大規模団地整備支援事業による農業関連の補助事業、町立病院の経営基盤強化経費の追加、ふるさと応援費の見込みに基づく調整等について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、白鷹町子育て支援センター管理運営業務等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2億3,093万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ98億1,206万9,000円とするものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,093万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,206万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。款、補正額及び計を申し上げます。

11款分担金及び負担金、250万9,000円の減額、5,085万6,000円。

13款国庫支出金、4,266万7,000円、8億81万2,000円。

14款県支出金、3,212万9,000円、11億2,537万2,000円。

15款財産収入、554万6,000円、1,284万2,000円。

16款寄附金、4,500万円、1億2,500万1,000円。

17款繰入金、2,290万円、1億9,623万2,000円。

18款繰越金、7,839万1,000円、4億2,464万4,000円。

19款諸収入、391万5,000円、7,696万8,000円。

20款町債、290万円、21億4,960万円。

歳入合計、2億3,093万9,000円、98億1,206万9,000円。

続いて、歳出です。

2款総務費、7,360万1,000円、31億8,165万6,000円。

3款民生費、8,757万1,000円、22億5,617万8,000円。

4款衛生費、5,000万円、5億4,028万4,000円。

6款農林水産業費、812万2,000円、5億8,394万1,000円。

7款商工費、330万2,000円、3億6,555万5,000円。

8款土木費、143万2,000円、7億4,594万4,000円。

9款消防費、72万円、3億3,240万9,000円。

10款教育費、469万1,000円、6億6,324万8,000円。

11款災害復旧費150万円、8,480万6,000円。

歳出合計、2億3,093万9,000円、98億1,206万9,000円。

続いて、第2表、債務負担行為補正、追加でございます。

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

白鷹町総合情報センター管理運営事業、平成29年度から平成32年度、1,063万5,000円。

白鷹町子育て支援センター管理運営業務、平成29年度から平成34年度、4,500万円。

白鷹町ふるさと森林公園管理運営業務、平成29年度から平成32年度、1億1,255万4,000円。

白鷹町深山和紙振興研究センター管理運営業務、平成29年度から平成32年度、390万円。

白鷹町産業センター管理運営業務、平成29年度から平成32年度、2,788万2,000円。

次に、第3表、地方債補正。変更でございます。

起債の目的、過疎対策事業につきまして、限度額を290万円追加いたしまして、総額を17億3,770万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第94号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第94号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム回収に対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫補助金及び繰入金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ98万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億4,695万5,000円となるものであります。

なお、内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

議第94号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,695万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをごらんください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

3 款国庫支出金、49万2,000円、4 億1,078万7,000円。

7 款繰入金、49万4,000円、2 億7,780万7,000円。

歳入合計、98万6,000円、17億4,695万5,000円。

歳出。

1 款総務費、98万6,000円、4,559万8,000円。

歳出合計、17億4,695万5,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況を踏まえ一般会計からの負担金の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収入の総額に5,000万円を追加し、11億3,859万1,000円となるものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

補正予算書の1 ページ目をお開きください。

議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入の補正。

第2条、平成29年度白鷹町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入、第1款、病院事業収益、5,000万円、11億3,859万1,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

○議第93号から議第95号の予算特別委員会付託

○議長（遠藤幸一） お諮りいたします。平成29年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成29年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後1時45分）

再 開 （午後2時55分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

○議第93号から議第95号までの報告、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第11、議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について（予算特別委員長報告）から日程第13、議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）まで、以上、平成29年度各会計補正予算3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

平成29年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、菅原隆男君。

〔予算特別委員長 菅原隆男 登壇〕

○予算特別委員長（菅原隆男） 予算特別委員会審査報告を行います。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第94号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

まず、議第93号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第93号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第94号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第94号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第95号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第95号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に移ります。

○議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第14、議第96号 鮎貝中継ポンプ場移設（土木・建築）工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程になりました議第96号 鮎貝中継ポンプ場移設（土木・建築）工事請負契約の一部変更についての提案理由の説明を申し上げます。

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第96号 鮎貝中継ポンプ場移設（土木・建築）工事請負契約の一部変更について。

町は下記により、鮎貝中継ポンプ場移設（土木・建築）工事請負契約を一部変更したので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

議決年月日及び番号、平成29年9月6日、議第83号。

内容、事項名、契約金額、変更前、6,426万円、変更後、528万5,520円を増額いたしまして、6,954万5,520円とするものです。

変更内容について申し上げます。

当初契約の中では、仮設工におきまして、長さ18メートルの矢板を振動で打ち込む工法というようなことで予定をしておりましたけれども、施工時に深さ7メートルから9メートル付近のところで打ち込めなくなったということにして、種々検討させていただきました結果、矢板の先端方向に水をジェット噴射しながら振動で打ち込む工法といったことに変更するものでございます。

なお、工期の変更等はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第96号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時03分〉